



鳥取県公報

平成 29 年 8 月 15 日 (火)
第 8 9 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (531) (福祉監査指導課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (532) (障がい福祉課) 2
	保安林の指定の解除 (533) (森林づくり推進課) 2
	保安林の指定予定の取消し (534) (〃) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (15) 3
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社ライフデザイン	鳥取市立川町六丁目207	さずな訪問看護リハビリステーション	鳥取市立川町六丁目207	平成29年7月1日
株式会社J I N	鳥根県安来市伯太町安田1518-6	訪問看護ステーション仁	米子市目久美町22-5	平成29年7月3日

鳥取県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1	イオン薬局鳥取店	鳥取市天神町1外	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年7月1日

鳥取県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜1757の1293、1757の1295、1762の2
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第534号

次の保安林の指定をする予定を取り消すので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定予定の取消しに係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町徳丸字竹市谷1655、1656の1、1656の2、1657の2、1658、1660の1、1660の2、字中赤谷1662から1665まで、字上新田1570の1、1569の3
- 2 保安林として指定しようとした目的
落石の危険の防止

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

平成29年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年8月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年8月23日（水） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙の同時施行について（岩美町長）
 - (2) その他

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第46回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成29年8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時 平成29年10月13日（金）午前10時から
 - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室
- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

- 3 受験申込手続
受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成29年8月18日（金）から同年9月15日（金）までの各日（日曜日及び土曜日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成29年9月15日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し62円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備

え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年8月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

- (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

- (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成29年9月8日 午前10時00分から 午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習		平成29年9月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	”	”

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

- (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。
- 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年 8 月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
 - (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 9 月11日 午後 1 時から午後 4 時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5 人
平成29年 9 月25日 午後 1 時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃

- (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年 9 月19日 午前10時から午後 4 時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6 人
平成29年 9 月26日 午前10時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃
平成29年 9 月26日 午前 9 時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3 人

- 3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。